

平成27年度 第1回 桜川市地域公共交通会議 次第

日 時 平成27年5月29日（金）午後3時30分

場 所 桜川市役所 大和庁舎 第5会議室

1 開 会

2 委嘱書の交付

3 市長あいさつ

4 委員の紹介

5 桜川市地域公共交通会議設置要綱について (資料1)

6 役員の選任

7 議 題

(1) 桜川市における公共交通の現状について (資料2)

(2) 今後のスケジュールについて (資料3)

(3) 質疑

8 講 話

「公共交通をめぐる最近の状況について」

地域公共交通マイスター 為国 孝敏 氏

9 意見交換

10 その他

11 閉 会

桜川市地域公共交通会議設置要綱について【概要】

1 桜川市地域公共交通会議の設置の位置づけと目的に関する規程

■ 会議の目的・協議事項（要綱第 1 条）

- ・市民のニーズや地域の実情にあった生活に必要な移動手段の利便性の向上や、その確保について協議する。
- ・今後の桜川市の公共交通施策の指針とすべく、効率的で将来にわたり持続可能な、また桜川市にとって望ましい公共交通体系のすがたを明らかにする「地域公共交通網形成計画」の策定に関して協議を行う。

■ 会議の位置づけ（要綱第 1 条）

- ・道路運送法
- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

2 地域公共交通会議の委員、役員等に関する規程

■ 委員及び任期（要綱第 3 条）

- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会の役割を果たすため、要件を満たす構成（要綱第 3 条、別紙名簿参照のこと）。
- ・任期は 2 年

■ 役員等の選任について（要綱第 4 条、第 6 条、第 13 条）

	人数	選任方法等
会長	1 名	市長又はその指名する者（要綱第 4 条）
副会長	1 名	委員の中から会長が選任（ " " ）
幹事	—	委員その他交通会議が必要と認めた者（要綱第 6 条）
監事	2 名	委員の中から会長が指名（要綱第 13 条）

3 会議の運営等に関する規程

■ 会議の成立、議決（要綱第 5 条）

- ・会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- ・会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。

■ 協議結果の取扱い（要綱第 7 条）

- ・交通会議で協議が整った事項については、会議参加者は尊重義務がある。

4 その他

■ 守秘義務（要綱第 8 条）

- ・交通会議の委員及び幹事は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

■ 事務局、財務に関する規定（要綱第 10 条、第 12 条～第 15 条）

- ・事務局は桜川市市長公室企画課に置く。
- ・事務局に関する詳細については、「桜川市地域公共交通会議事務局規程」で定める。
- ・再編後の公共交通の運営・運行にあたっては、国の補助事業を活用することを想定し、詳細については「桜川市地域公共交通会議財務規則」で定める。

桜川市地域公共交通会議設置要綱

平成 27 年 5 月 22 日

告示第 22 号

(目的)

第 1 条 桜川市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条第 1 項の規程に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「交通網形成計画」という。）の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うため設置する。

(協議事項)

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 桜川市の公共交通政策の推進に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (3) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (4) 交通網形成計画の作成及び変更の協議に関する事項
- (5) 交通網形成計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (6) 交通網形成計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (7) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の委員及び任期)

第 3 条 交通会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 市長が委嘱する者
 - ア 一般乗合旅客自動車運送事業者
 - イ 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者
 - ウ 茨城県バス協会
 - エ 茨城県ハイヤー協会
 - オ 住民又は利用者代表
 - カ 桜川市議会代表（総務常任委員会委員長）
 - キ 国土交通省関東運輸局茨城運輸支局長又はその指名する者
 - ク 茨城県企画部企画課交通対策室長又はその指名する者
 - ケ 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
 - コ 道路管理者
 - サ 茨城県警察桜川警察署長又はその指名する者
 - シ 学識経験者
 - ス その他交通会議が必要と認める者
- (2) 桜川市長又はその指名する者

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、特定の職により委嘱又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 交通会議に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長は、市長又はその指名する者をもって充てる。
- 4 副会長は、委員の中から会長が選任する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員は、やむを得ない事情により会議を欠席するときは、職務上関係する者を代理者として出席させることができる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生じると認められるときは、非公開とすることができる。
- 6 交通会議は、必要があると認められるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

第6条 交通会議は、協議その他交通会議の運営に当たり必要な事項を処理するため、幹事会をおくことができる。

- 2 幹事会は、委員その他交通会議が必要と認めた者を幹事とする。
- 3 幹事会は、必要があると認められるときは、関係者を招集し意見を聴くことができる。

(協議結果の取扱い)


第7条 交通会議において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(守秘義務)

第8条 委員及び第6条第2項に定める幹事は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(交通会議の会長印の様式)

第9条 交通会議の会長印は、次のとおりとする。

名 称	規 格			ひな型
	寸法	書体	個数	
桜川市地域公共交通会議会長之印	方 21 mm	篆書体	1 個	

(事務局)

第10条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、桜川市市長公室企画課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもってこれに充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(連絡・通報窓口)

第11条 地域公共交通に関する相談、苦情及びその他に対応するため、桜川市市長公室企画課内に連絡・通報窓口を定めるものとする。

(経費)

第12条 交通会議の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第13条 交通会議に監事2名を置く。

2 監事は、委員の中から会長が指名し、交通会議の会計監査を行う。

3 監事は、会計監査の結果を交通会議において報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第15条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを精算する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、交通会議に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成27年5月1日から適用する。

桜川市地域公共交通会議事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、桜川市地域公共交通会議設置要綱（平成19年桜川市告示第68号。以下「要綱」という。）第10条第4項の規定に基づき、桜川市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通会議の会議に関すること。
- (2) 交通会議の資料作成に関すること。
- (3) 交通会議の庶務に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項

(職員)

第3条 事務局に、事務局長その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、桜川市市長公室企画課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、桜川市市長公室企画課の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他交通会議の運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の取扱いについては、桜川市文書管理規程（平成17年桜川市訓令第4号）の例による。

(会長印の取扱い)

第6条 交通会議の会長印の管理者は、事務局長とする。

2 交通会議の会長印の取扱いについては、桜川市公印規則（平成17年桜川市規則第7号）の例による。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成27年5月1日から適用する。

桜川市地域公共交通会議財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、桜川市地域公共交通会議設置要綱（平成19年桜川市告示第68号。以下「要綱」という。）第14条の規定に基づき、桜川市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 交通会議の予算は、桜川市からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とし、交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

3 交通会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度の予算を調製し、交通会議に諮り、承認を得るものとする。ただし、当該予算が交通会議の運営及び事業に係る経費を伴わない場合は、この限りでない。

4 会長は、前項の規定により、予算が交通会議の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに桜川市長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに交通会議に諮り、承認を得るものとする。ただし、緊急を要する場合は、これを専決できるものとする。

2 前項の規定により、補正予算が交通会議の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

(予算の区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、桜川市財務規則（平成17年桜川市規則第32号）の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直後の交通会議において、これを報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 交通会議の出納は、桜川市地域公共交通会議事務局規程第3条第2項で定める事務局長が行う。

2 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(交通会議出納員)

第7条 事務局長は、交通会議の事務局員のうちから交通会議の出納員（以下「出納員」という。）を命ずることができる。

2 出納員は、事務局長の命を受け、交通会議の出納その他会計事務を処理する。

(収入及び支出の手続)

第8条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続は、桜川市財務規則（平成17年桜川市規

則第32号)の例により行うものとする。

2 出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、延滞なく交通会議の決算を調製し、交通会議の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、要綱第13条第2項に規定する会計監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は第1項の規定により交通会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに桜川市長に送付しなければならない。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成27年5月1日から適用する。

別表第 1（第 4 条関係）

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

別表第 2（第 4 条関係）

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

桜川市における公共交通の現状について

1. 公共交通の現状

(1) 鉄道

東西にJR水戸線が横断しており、市内に羽黒駅・岩瀬駅・大和駅の3駅を有している。

かつては大和・真壁地区を經由した「岩瀬駅」と「土浦駅」を結ぶ筑波鉄道筑波線が運行していたが、利用者の減少に伴い昭和62年に廃止となった。現在、跡地は「つくばりんりんロード」として自転車道となっている。

(2) バス

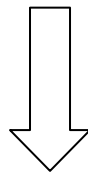
民間路線バスは、平成20年に「下館駅」～「真壁駅」の路線が廃止となり、平成23年には「真壁駅」～「筑波山口」路線が廃止となったことにより、以降、路線バスが走らない市となっている。

(3) デマンドタクシー

民間路線バスの廃止を補う形で交通不便地域の解消や交通弱者の移動手段の確保を目的に、タクシー事業者や商工団体の協力を得て、平成20年度から市内全域を運行エリアとして運行を開始した。

2. 公共交通の課題

- (1) 鉄道・路線バスの廃止により、真壁地区では公共交通機関を利用できない状況にある。
- (2) デマンドタクシーは、利用者にとっては安価で利便性の高い移動手段である一方で、国からの補助金の交付が受けられず、すべて一般財源でまかなっている状況にあることから、事業者への委託料が高額であるため、市の財政負担が大きい。
- (3) 地域の実情として、移動手段のほとんどがマイカーであり、より利便性の高い交通手段でないと受け入れが難しいと判断される。



平成26年度における市民アンケートでは、市内の公共交通機関に満足している市民の割合は15.4%にとどまっており、今後は、現行の公共交通維持・改善を図りつつ、地域の実情に即した公共交通の在り方の検討を行っていく必要がある。

桜川市デマンド型乗合タクシーの概要

1 運行までの経緯

平成 20 年 3 月に路線バスが全線廃止となり、それに代わる公共交通システムとして導入し、平成 20 年 4 月から運行を開始した。

2 運行の目的

市内の交通弱者の移動手段の確保と交通空白地域の解消に加え、市民の生活交通の充実による地域商店街の活性化を図る。

3 運営主体及び運行事業者

運営主体・・・桜川市商工会

運行事業者・・・有限会社内田タクシー、岡田ハイヤー合資会社

4 利用できる方

桜川市に住所を有し、利用登録票により事前登録した方。なお、介護人または付添人が同乗する場合を除き、一人で乗車できる方に限る。また、未就学児の利用は、保護者同伴とする。

5 運行エリア

市内全域及び筑波山口バスターミナル（※乗り継ぎなしで移動が可能）

6 運行日および運行時間

運行日・・・土日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、お盆（8月13日～8月16日）を除く毎日。

運行時間・・・8時、9時、10時、11時、12時、13時、14時、15時、16時

7 運行車両

ジャンボタイプ1台、ワゴンタイプ1台、セダンタイプ3台 計5台

8 利用料金

利用料金は下表のとおりとし、支払いはチケット制

	市内の移動	南地区～筑波山口バスターミナルの移動	北地区～筑波山口バスターミナルの移動
大人	300円	300円	600円
中学生	200円	200円	400円
3歳～小学生	100円	100円	200円
3歳未満	無料	無料	無料

9 予約

利用にあたっては、予約制とする。利用日の2日前から1時間前まで予約が可能。

桜川市デマンド型乗合タクシー利用状況の推移

1 年間のべ利用者数の推移(単位:人、日)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
利用者数①	18,102	19,839	18,781	18,397	19,640	19,298	20,080
男性	3,390	3,563	3,618	3,485	3,850	4,175	4,487
女性	14,164	15,960	14,960	14,699	15,487	14,667	15,171
介助者等	548	316	203	213	303	456	422
1日あたり	75.4	82.7	77.9	76.0	81.5	80.4	83.3
乗合率	1.9	2.1	1.9	1.9	2.0	2.0	2.1
利用者数②	18,102	19,839	18,781	18,397	17,411	17,725	18,416
1日あたり	75.4	82.7	77.9	76.0	72.2	73.9	76.4
乗合率	1.9	2.1	1.9	1.9	1.8	1.8	1.9
運行日数	240	240	241	242	241	240	241

※紫尾小学校スクール
対応分を除く

4 平成26年度利用場所ランキング(降車)

順位	利用場所名	利用者数(人)
1	県西総合病院	3,449
2	旧酒寄駅跡	1,118
3	山王病院	681
4	八百初商店	546
5	カスミ 岩瀬店	544
6	なかはら整形外科医院	377
7	桜川市岩瀬高齢者センター	365
8	千勝医院	233
9	平島医院	198
10	真壁福祉センター	194

2 年齢別利用者数の推移(単位:人)

年齢	H20年度		H21年度		H22年度		H23年度		H24年度		H25年度		H26年度	
	延利用者数	%	延利用者数	%	延利用者数	%	延利用者数	%	延利用者数	%	延利用者数	%	延利用者数	%
～10代	639	3.5%	687	3.5%	410	2.2%	413	2.2%	1,618	8.2%	1,602	8.3%	1,878	9.4%
20代	111	0.6%	116	0.6%	85	0.5%	13	0.1%	36	0.2%	39	0.2%	37	0.2%
30代	32	0.2%	33	0.2%	74	0.4%	153	0.8%	78	0.4%	14	0.1%	18	0.1%
40代	528	2.9%	429	2.2%	390	2.1%	305	1.7%	296	1.5%	121	0.6%	340	1.7%
50代	793	4.4%	750	3.8%	556	3.0%	712	3.9%	603	3.1%	465	2.4%	602	3.0%
60代	1,309	7.2%	1,139	5.7%	1,206	6.4%	1,483	8.1%	1,493	7.6%	1,695	8.8%	2,062	10.3%
70代	7,465	41.2%	7,615	38.4%	7,067	37.6%	5,718	31.1%	5,483	27.9%	5,526	28.6%	5,137	25.6%
80代	6,355	35.1%	8,091	40.8%	8,386	44.7%	8,857	48.1%	9,085	46.3%	8,754	45.4%	8,680	43.2%
90代	312	1.7%	663	3.3%	404	2.2%	530	2.9%	645	3.3%	597	3.1%	889	4.4%
100代～	10	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
介助者等	548	3.0%	316	1.6%	203	1.1%	213	1.2%	303	1.5%	485	2.5%	437	2.2%
計	18,102		19,839		18,781		18,397		19,640		19,298		20,080	

3 時間帯別利用者数、利用率の推移(単位:人)

時間帯	H20年度		H21年度		H22年度		H23年度		H24年度		H25年度		H26年度	
	利用者数	%	利用者数	%	利用者数	%	利用者数	%	利用者数	%	利用者数	%	利用者数	%
8:00	1,628	9.0%	1,868	9.4%	2,026	10.8%	1,743	9.5%	1,615	8.2%	1,541	8.0%	1,779	8.9%
9:00	2,894	16.0%	3,050	15.4%	2,867	15.3%	2,960	16.1%	2,991	15.2%	2,787	14.4%	2,890	14.4%
10:00	2,729	15.1%	3,197	16.1%	2,971	15.8%	2,942	16.0%	2,901	14.8%	2,792	14.5%	2,912	14.5%
11:00	1,720	9.5%	1,772	8.9%	1,748	9.3%	1,778	9.7%	1,734	8.8%	1,672	8.7%	1,669	8.3%
12:00	1,868	10.3%	1,966	9.9%	2,057	11.0%	2,004	10.9%	1,885	9.6%	2,288	11.9%	2,348	11.7%
13:00	2,159	11.9%	2,460	12.4%	2,334	12.4%	2,139	11.6%	2,124	10.8%	1,623	8.4%	1,725	8.6%
14:00	1,877	10.4%	2,126	10.7%	1,968	10.5%	1,831	10.0%	1,992	10.1%	2,019	10.5%	2,001	10.0%
15:00	1,530	8.5%	1,771	8.9%	1,450	7.7%	1,652	9.0%	3,005	15.3%	3,117	16.2%	3,095	15.4%
16:00	1,697	9.4%	1,629	8.2%	1,360	7.2%	1,348	7.3%	1,393	7.1%	1,459	7.6%	1,661	8.3%
計	18,102	100.0%	19,839	100.0%	18,781	100.0%	18,397	100.0%	19,640	100.0%	19,298	100.0%	20,080	100.0%

今後のスケジュールについて

1. 桜川市公共交通網形成計画の策定に関する協議

国における交通政策の動向や本市における公共交通の課題を踏まえ、地域公共交通活性化・再生法に基づく「桜川市公共交通網形成計画」の策定に関し、必要な協議を行う。

(1) 計画策定の目的

今後の本市における公共交通施策の指針とするため、効率性と利便性の向上を図りつつ、将来にわたり持続可能な公共交通体系のあり方を検討し、地域公共交通活性化・再生法に基づく計画として取りまとめる。

なお、計画策定にあたっては、既存公共交通の見直し、新たなサービスの導入等、課題解決のための具体的な事業も併せて検討し、次年度以降、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域間幹線系統・地域内フィーダ系統）等の活用を見据えるものとする。

(2) 計画の策定主体 桜川市

※ 地域公共交通活性化・再生法に基づく計画を策定しようとするときは、自治体、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、利用者等の関係者で構成される協議会を組織し、当該計画の作成及び実施に関し必要な協議をしなければならない。

(3) 計画の策定年度 平成 27 年度

2. 桜川市公共交通網形成計画の策定に伴う調査業務の実施

(1) 調査業務の目的

計画の策定に際し、当該計画を実効性のあるものとするため、本市を取り巻く公共交通の現状や本市の地域性や利用者のニーズを改めて詳しく分析するとともに、デマンドタクシーその他の既存公共交通の運行実績の検証を行い、効率性と利便性の向上を図りつつ、将来にわたり持続可能な公共交通体系のあり方を検討する。

(2) 調査業務の実施内容

- ①本市における公共交通の現況調査
- ②市民アンケート調査
- ③課題解決のための事業計画の検討
- ④桜川市公共交通網形成計画基本方針（案）の策定

3. バスの運行に関する協議

計画策定と並行して、つくば市への乗り入れを考慮したバスの運行に関する協議を行う。

4. その他会議の目的達成のために必要な事項

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する協議を行う。
- (2) 公共交通の利用促進に関する協議を行う。
- (3) 桜川市地域公共交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項の協議を行う。

平成27年度 桜川市地域公共交通会議スケジュール(案)

平成27年5月29日現在

	平成27年度										平成28年度										
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月			
公共交通会議の開催	第1回 (5/29)					第2回					第3回			第4回							
公共交通網形成計画の策定		進捗報告										素案提示									
調査業務の委託		契約	進捗報告																		
バスの運行						運行形態 路線提示		運輸局 申請					運輸局 許可					運行開始	→		
デマンドタクシーの見直し		見直し検討										見直し案提示								運行開始	→
タクシー利用助成事業の検討	-																				

※ 上記は、地域公共交通会議の合意形成がスムーズに成された場合のスケジュールであり、会議の協議の結果によっては大きく変動します。